

平成27年12月15日

1. 出席議員

議 長	杉 原 豊 喜
1 番	豊 村 貴 司
3 番	朝 長 勇
6 番	松 尾 陽 輔
8 番	石 丸 定
10 番	上 田 雄 一
12 番	古 川 盛 義
15 番	末 藤 正 幸
17 番	吉 原 武 藤
19 番	川 原 千 秋
21 番	松 尾 初 秋
24 番	谷 口 攝 久

副議長	吉 川 里 己
2 番	猪 村 利 恵 子
4 番	山 口 等
7 番	池 田 大 生
9 番	石 橋 敏 伸
11 番	山 口 裕 子
14 番	山 崎 鉄 好
16 番	宮 本 栄 八
18 番	山 口 昌 宏
20 番	牟 田 勝 浩
23 番	江 原 一 雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	友 廣 秀 敏
次 長	川久保 和 幸
議 事 係 長	江 上 新 治
議 事 係 員	杉 原 啓 仁

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	小	松		政
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
技		監	松	尾		定
総	務	部	北	川	政	次
営	業	部	井	上	祐	次
営	業	部	千	賀	耕	司
営	業	部	小	田		修
く	ら	し	平	川		剛
く	ら	し	大	宅	敬	一
ま	ち	づ	山	下	朋	彦
山	内	支	橋	口	一	夫
北	方	支	松	本	重	男
会	計	管	村	山	美	智
こ	ど	も	溝	上	正	勝
こ	ど	も	諸	岡	隆	裕
上	下	水	笠	原	孝	久
総	務	課	水	町	直	久
財	政	課	松	尾		徹
企	画	課	古	賀	龍	一
選	挙	管	神	宮	一	文
監	査	委	末	藤	勇	二
農	業	委	永	尾	淳	一
広	報	課	井	上	将	治
施	設	整	高	倉	秀	昭

議 事 日 程 第 6 号

12月15日（火）10時開議

日程第1	第80号議案	平成26年度武雄市一般会計決算認定について（一般会計決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第2	第75号議案	平成26年度武雄市水道事業会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第3	第76号議案	平成26年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第4	第81号議案	平成26年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第5	第82号議案	平成26年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第6	第83号議案	平成26年度武雄市下水道事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第7	第84号議案	平成26年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第8	第85号議案	平成26年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第9	第86号議案	平成26年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第10	第87号議案	平成26年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について（特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第11	第91号議案	武雄市個人番号の利用等に関する条例（質疑・総務文教常任委員会付託）
日程第12	第92号議案	武雄市税条例等の一部を改正する条例（質疑・総務文教常任委員会付託）
日程第13	第93号議案	武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（質疑・福祉常任委員会付託）
日程第14	第94号議案	武雄市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例（質疑・総務文教常任委員会付託）
日程第15	第95号議案	武雄市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例（質疑・総務文教常任委員会付託）
日程第16	第96号議案	武雄市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例（質疑・総務文教常任委員会付託）
日程第17	第97号議案	武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正

		する条例（質疑・建設常任委員会付託）
日程第18	第98号議案	武雄市武雄北方インター工業団地等企業誘致条例の一部を改正する条例（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第19	第99号議案	武雄市中小企業融資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第20	第100号議案	武雄市下水道条例等の一部を改正する条例（質疑・建設常任委員会付託）
日程第21	第101号議案	武雄市水道事業給水条例の一部を改正する条例（質疑・建設常任委員会付託）
日程第22	第105号議案	佐賀県西部広域環境組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更に係る協議について（質疑・建設常任委員会付託）
日程第23	第106号議案	平成27年度武雄市一般会計補正予算（第6回）（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第24	第107号議案	平成27年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第2回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第25	第108号議案	平成27年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第4回）（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第26	第109号議案	平成27年度武雄市水道事業会計補正予算（第1回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第27	第110号議案	財産の取得について（質疑・総務文教常任委員会付託）

開 議 10時

○議長（杉原豊喜君）

皆さん、おはようございます。前日に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第110号議案を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

日程第1 第80号議案

日程第1．第80号議案 平成26年度武雄市一般会計決算認定についてを議題といたします。

審査終了に基づく、一般会計決算審査特別委員長の審査の経過並びに結果について報告を求めます。上田一般会計決算審査特別委員長

○一般会計決算審査特別委員長（上田雄一君）〔登壇〕

おはようございます。一般会計決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成27年9月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されました第80号議案 平成26年度武雄市一般会計決算認定につきましては、平成27

年 11 月 4 日から 6 日までの 3 日間にわたり慎重に審査いたしました。

審査の過程において各委員から執行部に対し意見が出され、次のとおり集約しましたことを御報告します。

第 1 に、審査の経緯を踏まえて事業の内容については検証するとともに、今後とも研究、検討を重ねられ、かつ補助事業、委託事業等については透明性をもって執行されたい。

第 2 に、審査の経緯を踏まえて今後の予算編成に反映させられたい。以上 2 点を述べ講評としたところでございます。

審査の結果、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定しました。以上御報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 80 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

第 80 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計決算認定について反対の討論を申し上げます。

反対の理由の第 1 に、歳入項目でございますが、13 款 1 項 6 目 3 節の行政財産目的外使用料 612 万についてであります。

平成 25 年度から武雄市図書館の指定管理者 C C C からの使用料は、基準の 2 分の 1 減額は中止をするべきで、基準どおりの使用料にするべきであります。規準算定にされている文化会館の目的外使用料を参考にされていますけど、現在の C C C の使用面積 745.1 平方メートルの床はすべて利益を求めているスペースであり、減額の対象にはならないと考えるものであります。

支出項目の反対の第 2 の理由に、2 款 1 項 2 節給料嘱託職員分 729 万 2,900 円の支出に反対であります。

7 款 1 項 2 目の中のシンガポールでの日本自治体等連合シンガポール事務所負担金にかかるものでありますが、建物、備品、借上料等にかかる合計を合算しますと 1,000 万をはるかに超える投入は、費用対効果を見ると中止するべきではありませんか。

反対理由の第 3 に、2 款 1 項 5 目 13 節委託料、広報用素材等写真影響業務委託料 299 万 3,760 円は中止するべきであります。

反対理由の第 3 に、図書館 P R のために J R 博多駅に設置されている広告料 210 万と 1,500 円の支出は、直ちに中止するよう求めるものであります。

反対の第4に、10款教育費、1項3目9節旅費、花まる学習塾に対する315万の支出に反対であり、教育の現場にこの間、前市長の方針に基づいて進められている政治が教育に介入していると指摘するものであります。

反対の第5に、10款5項4目13節委託料、図書館歴史資料館指定管理料1億1,314万2,857円は中止するべきであり、以上5点反対の理由を申し上げ、反対の理由にかえさせ、反対討論にかえるものであります。以上です。

○議長（杉原豊喜君）

4番山口等議員（発言する者あり）

○4番（山口 等君）〔登壇〕

皆さん、おはようございます。第80号議案 平成26年度一般会計決算認定について賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほど、図書館等に関することで反対理由を述べられましたが、決算認定というのは議決のとおり予算が執行されたかどうかを見るものであり、政策の内容について論議するものではないと思います。

反対内容を見てみますと、予算時に反対した内容が今回の反対理由になっているようにも思えます。予算審議時に反対意見を言うならともかく、議会で既に議決している内容であり、議会の議決を軽視していると思わざるを得ません。

昨日の図書館に関する一般質問で、浦郷教育長のすばらしい答弁がありました。現在の武雄市図書館がまちづくりの一角になっているという、ほか4点をですね、申されました。いずれにしろ、すばらしい成果を上げている図書館であります。

今回の一般会計決算内容については何の不備もなく、よく努力もされております。

以上のことで、賛成討論といたします。議員各位の御賛同をよろしくお願いします。（「一番よかったぞ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第80号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第80号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第2～第10 第75号議案～第87号議案

日程第2. 第75号議案 平成26年度武雄市水道事業会計決算認定についてから、日程第

10. 第 87 号議案 平成 26 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定についてまでの 9 議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく特別会計等決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を求めます。（発言する者あり）石橋特別会計等決算審査特別委員長（発言する者あり）

○特別会計等決算審査特別委員長（石橋敏伸君）〔登壇〕

おはようございます。特別会計等決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成 27 年 9 月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されました決算認定議案について、平成 27 年 11 月 9 日から 11 日までの 3 日間にわたり慎重に審査をいたしました。

付託されました 9 件の決算認定議案のうち、第 75 号議案 平成 26 年度武雄市水道事業会計決算認定について、第 76 号議案 平成 26 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について、第 81 号議案 平成 26 年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について、第 82 号議案 平成 26 年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について、第 83 号議案 平成 26 年度武雄市下水道事業特別会計決算認定について、第 84 号議案 平成 26 年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について、第 85 号議案 平成 26 年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について、第 86 号議案 平成 26 年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について、第 87 号議案 平成 26 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について、以上の 9 件につきましては、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において各委員から執行部に対し意見が出され集約したので、御報告申し上げます。

全体的なものとして、事業の推進にあたっては、長期的な展望に基づいて計画的に行うよう努められたい。

業務委託については、地元を優先的に考慮されたい。

財政については、企業債等、有利な借りかえを積極的に進められたい。

そして個別には、第 75 号議案 水道事業会計について、必要水量に基づき水資源の効率化を図り、あわせて施設改修については、計画的な改修に努められたい。

第 76 号議案 工業用水道事業会計については、販路拡大に努められたい。

第 81 号議案 国民健康保険特別会計については、実態を認識し今後とも健全な運営のためジェネリック医薬品等の P R にも鋭意努力されたい。

第 82 号議案 後期高齢者医療特別会計については、健全な運営のために鋭意努力されたい。

第 83 号議案 下水道事業特別会計については、接続率の向上に向けた P R 等にも努められたい。

第 84 号議案 土地区画整理事業特別会計については、計画に基づき、着実な事業を推進に努められたい。

第 85 号議案 競輪事業特別会計については、売上げ増並びになお一層の地域経済の活性化に努められたい。

第 86 号議案 給湯事業特別会計については、販路拡大に努められたい。

第 87 号議案 新工業団地整備事業特別会計については、企業誘致の推進については、新たな誘致に向けさらに努められたい。このように申し述べております。以上、報告終わります。

○議長（杉原豊喜君）

特別委員長に対する一括質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとに行います。

最初に、第 75 号議案 平成 26 年度武雄市水道事業会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 75 号議案を採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 75 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 76 号議案 平成 26 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 76 号議案を採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 76 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 81 号議案 平成 26 年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 81 号議案を採決いたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 81 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 82 号議案 平成 26 年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について討論を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 82 号議案を採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 82 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 83 号議案 平成 26 年度武雄市下水道事業特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 83 号議案を採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 83 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 84 号議案 平成 26 年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 84 号議案を採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は認定でありま

す。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 84 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 85 号議案 平成 26 年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 85 号議案を採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 85 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 86 号議案 平成 26 年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 86 号議案を採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 86 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 87 号議案 平成 26 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 87 号議案を採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 87 号議案は特別委員長の報告のとおり認定すること

に決しました。

日程第 11 第 91 号議案

日程第 11. 第 91 号議案 武雄市個人番号の利用等に関する条例を議題といたします。

第 91 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 12 第 92 号議案

日程第 12. 第 92 号議案 武雄市税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

第 92 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 13 第 93 号議案

日程第 13. 第 93 号議案 武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 93 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉常任委員会に付託をいたします。

日程第 14 第 94 号議案

日程第 14. 第 94 号議案 武雄市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 94 号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 15 第 95 号議案

日程第 15. 第 95 号議案 武雄市勤労青少年ホーム設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 95 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 16 第 96 号議案

日程第 16. 第 96 号議案 武雄市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 96 号議案に対する質疑を開始いたします。10 番上田議員

○10 番（上田雄一君）〔登壇〕

すみません、総務委員会で詳しいことはするんですけど、ちょっと確認をします。

今回の放課後児童クラブの料金改定の分が上がっておりますけれども、この記載があっている 1 人目、2 人目、3 人目の算定の仕方、その根拠はどうなっているか確認をしたいと思います。というのは、恐らく多子家庭世帯に対しての補助、助成金額の増大だと思うんですけど、過去一般質問でもさせていただきましたけど、1 人目、2 人目、3 人目があくまでも小学校に在籍しているとかってというのが基準を持っているものなのか、そこら辺の考えをひとつ確認をしてみたいなと思っております。お願いします。

○議長（杉原豊喜君）

諸岡こども教育部理事

○諸岡こども教育部理事〔登壇〕

おはようございます。ただいまの御質問の件でございますけれども、2 人目、3 人目の算定につきましては、児童クラブに在籍をしている子どもということになりますので、現在小学 6 年生までということになってまいります。2 人目が半額、3 人目については無料という形で算定をしております。以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

日程第 17 第 97 号議案

日程第 17. 第 97 号議案 武雄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 97 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 18 第 98 号議案

日程第 18. 第 98 号議案 武雄市武雄北方インター工業団地等企業誘致条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 98 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 19 第 99 号議案

日程第 19. 第 99 号議案 武雄市中小企業融資資金の貸付けに関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 99 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 20 第 100 号議案

日程第 20. 第 100 号議案 武雄市下水道条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

第 100 号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 21 第 101 号議案

日程第 21. 第 101 号議案 武雄市水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 101 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 22 第 105 号議案

日程第 22. 第 105 号議案 佐賀県西部広域環境組合の共同処理する事務の変更及び同組合規約の変更に係る協議についてを議題といたします。

第 105 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 23 第 106 号議案

日程第 23. 第 106 号議案 平成 27 年度武雄市一般会計補正予算（第 6 回）を議題といたします。

第 106 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。16 番宮本議員

○16 番（宮本栄八君）〔登壇〕

118 ページの子ども図書館用地測量設計業務委託料とこども図書館用地借上料の件についてです。

この間の市長の演告と議員の一般質問の中でですね、建設は決定していないというようなことを言われたんですけども、建設が決定していないことは建設に適した土地なのかどうかを調査しているのかですね、内容は決定していないけど、もうそこで絶対やるんだということなのかですね、そこをちょっと 1 点はっきり聞きたいということと、もう一つは借上料っちゅうのは、これはどういう契約に基づいた金額になるのかですね、その 2 点についてお聞きします。

○議長（杉原豊喜君）

溝上こども教育部長

○溝上こども教育部長〔登壇〕

おはようございます。ただいまの 2 件の御質問ですけれども、1 点目の測量業務の委託料でございますけれども、こども図書館の建設を考えた場合、今の図書館のすぐそばにつくるのが一番望ましいという観点で、ぜひ、そちらのほうにつくりたいということで、この場所の測量設計のほうをお願いしたいと考えております。

あと 2 点目ですけれども、借上料でございますけれども、これは 1 月から今年度 3 月分の借上料でございます、地権者と話を進める中で売却というよりは借り上げていくかですね、売却じゃなくて契約だったらいいていうふうに地権者のほうと合意をいたしましたので、借り上げという形でこども図書館の建設用地として使っていきたいというふうに考えております。

○議長（杉原豊喜君）

16 番宮本議員

○16 番（宮本栄八君）〔登壇〕

建設地としてそこにしたいと。内容がよければそこにするってことですかね、まあ、ある意味。

それですよ、その内容がそこにあばからないとかなった場合には、別の場所に行くのかってということが 1 点ですね。

それと、この土地の借上代っちゅうのは、建物の 20 年、30 年契約をするってことなのか、そこら辺についてお聞きします。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

溝上こども教育部長

○溝上こども教育部長〔登壇〕

まず1点目でございますけれども、機能を見て土地が不足すればという話ですけれども、現地に合うような形での建設になろうかと思えます。

2点目でございますけれども、これについては賃貸者契約を結ぶ際、地権者と協議をしていきたいと考えています。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

同じ 18 ページのこども図書館用地測量設計業務委託料と借上料 181 万 2,000 円の件ですが、質問の第 1 に市長にお願いしますが、この件について市長就任の時点で——以前も質問で取り上げましたけど——1 月の 17 日の読売新聞や 1 月 22 日の佐賀新聞で、財政面から見て新築で建てることを考えていないと。キッズライブラリー、あるいはこども図書館の件に言われて、1 月 26 日の市議会の全員協議会が開催された中で釈明されまして、前向きに進めることを表明されました。

そういう一連の経過があるわけですが、今議会の 12 月議会の中でも、あるいは市長ブログの中でも、もう建設ありきということで、もう建設のめどを進めると。しかし、予算は土地の測量設計のみであります。

今、部長言われたように、隣につくると。部長はもう隣につくると言われました。明らかに前のめりじゃないかなと。中身の問題についても、先の一般質問の中でも明確な答弁って言いますか、そういうやりとりはありませんでした。

そういう中で、私は振り返って考えたときに、やっぱりこのこども図書館の設計をする上で、私はこれは市長の市政の上で、……（「市政じゃなかと」と呼ぶ者あり）この測量費だけ出してですね、こういう形で私は一部だけ出すのは正しくないと思いますよ。

この件についてね、先ほど宮本議員からの質問もありましたけど……（発言する者あり）借上料、毎月これだったら 1 カ月 10 万円でしょ。だって 1,400 平米でどれくらいの価値があるのか、どれだけの売買価格なのか、借上料がこういう形で 3 カ月分で 30 万って出ていますよね。そういう見通しもどうなのかとお尋ねしたいし、今の 2 点目ですよ、そうなる。

そこで市長ね、この 1 点、2 点目ですけど、この間の経緯を受けて、私はちゃんとしたこの総括を、今の武雄市歴史資料館の総括をしない限りこのこども図書館に進めることは、私は問題があると。その点、御答弁いただきたいと思います。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

できますか。教育部長、答弁ですか。

補正予算書に対する答弁で結構です。（発言する者あり）

溝上こども教育部長

静かに。

予算に対する答弁で結構です。

○溝上こども教育部長〔登壇〕

お答えいたします。今回お願いしておりますは、図書館のすぐそばにこども図書館を建設をしたいということで、建設ができるかどうか、そこも含めたところでの地積測量でございます。

そして、2点目の土地代ですけれども、これにつきましてはもちろん近隣の土地、地価、そこらあたりをすべて勘案をいたしまして、あとは地権者との交渉の結果、こういう金額になりました。以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

私の質疑はですね、やはりこういう施策をする上で重要な質問で聞いているんですよ。（発言する者あり）一般質問じゃないです。

○議長（杉原豊喜君）

静かに。質問が先、質問。

○23 番（江原一雄君）（続）

だから、それはちゃんと、やはり答えるべきだと言っときますが、今の部長の答弁で、私はこの1,400平米の土地売買した場合の評価も含めて幾らかかるのか。（発言する者あり）本会議は本会議で質疑があるわけですから、みんなの前で。当然これは議事録で市民の皆さんにも発信されているわけでしょう。だから部長にお尋ねですけど、この評価額は幾らになるんですか。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

溝上こども教育部長（発言する者あり）

○溝上こども教育部長〔登壇〕

土地の評価額、いろんな価格ということですが、実際の近傍の最近の実績等は調査いたしましたけれども、詳しいその金額は今わかりません。そういうことでそれと……すみません、先ほど言いましたように、その評価額あるいは路線価額について今ちょっと事前に聞いておりませんでしたので、詳しい数字は持ち合わせておりません。以上のとおり報告します。

○議長（杉原豊喜君）

21 番松尾初秋議員

○21 番（松尾初秋君）〔登壇〕

地代は近隣の値段で大体計算されたつちゅう話を聞きましたけども、まあ、それよかとして一反七畝でしょ、いや一反四畝か、1,400 平米ですね。まあ、1 年したら 120 万ということですけども、ちょっと 1 点だけ聞きたかです。私、総務委員会におらんけん、聞かれんけんそこで聞くんですけども、これができた場合ですよ、例えば固定資産税は、例えばこういう公共施設をつくるとき土地に対して固定資産税は非課税になったりするんですかね。その辺がどうなと。その辺を勘案してこの値段にされたのかですよ。ちょっとお尋ねしたいです。

○議長（杉原豊喜君）

溝上こども教育部長

○溝上こども教育部長〔登壇〕

当該土地につきましては、現在地目は畑でございます。最終的に交渉したのは、その当該土地に建物が建った場合の宅地の見込みっていうことでしております。宅地の価格で交渉して、最終的に税金につきましては、もちろん宅地の税金ということで地権者に税金がかかってまいります。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

日程第 24 第 107 号議案

日程第 24. 第 107 号議案 平成 27 年度武雄市下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 107 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 25 第 108 号議案

日程第 25. 第 108 号議案 平成 27 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 4 回）を議題といたします。

第 108 号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第 26 第 109 号議案

日程第 26. 第 109 号議案 平成 27 年度武雄市水道事業会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 109 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第 27 第 110 号議案

日程第 27. 第 110 号議案 財産の取得についてを議題といたします。

提出者より補足説明を求めます。高倉施設整備課長

○高倉施設整備課長〔登壇〕

おはようございます。第 110 号議案について御説明いたします。財産の取得について補足説明を申し上げます。議案書その 2 の 1 ページをごらんください。

新しい武雄市新庁舎の用地に供するため、土地権利者 4 名と武雄市の間で土地売買の仮契約を締結いたしました。取得する土地は武雄市武雄町大字昭和 12 番地 11 ほか 1 筆でございます。面積は 122.69 平方メートル、金額は 574 万 1,893 円であり、さきに取得いたしました土地に追加し取得するものでございます。

武雄市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得また処分に関する条例第 3 条の規定による金額及び面積に該当いたしますので、同条例の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

なお、用地の位置につきましては、議案資料の 1 ページの 1 の位置図のとおりでございます。以上、補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

第 110 号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。16 番宮本議員

○16 番（宮本栄八君）〔登壇〕

今回の宅地がですよ、これが半分かかっているのは、もう新幹線がここまでぎりぎり来るとのことなんでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

高倉施設整備課長

○高倉施設整備課長〔登壇〕

議員の質問にお答えいたします。

位置図のほうをごらんいただきたいと思います。旧 J A 斎場の北側に、今回土地を所有するわけでございますが、この黒い太い線で囲っております J R 線路側には既に道路の付けかえの用地として 6 メーターが確保されておりますので、今回、新庁舎建設用地として囲って

おります北側につきましては、もう既に鉄道機構のほうで買収がされておるといふふうになります。以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

質疑をとどめます。

本案は総務文教常任委員会に付託をいたします。

以上で、本日の日程を終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 10時41分